

再就職者による働きかけ規制について（法第106条の4）

	働きかけ規制を受ける主体	規制を受ける期間	規制の対象となる行為	働きかけ規制の対象となる相手方
① (第1項)	職員であった者	離職後2年間	契約等事務（※）であって <u>離職前5年間の職務に属するもの</u> についての要求・依頼	<u>離職前5年間に在職していた局等組織</u> に属する役職員等
② (第2項)	部・課長級の職に、離職した日の5年前の日より前に就いていた者	離職後2年間	①に加え、契約等事務であって <u>離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長級の職務に属するもの</u> についての要求・依頼	<u>当該職に就いていたときに在職していた局等組織</u> に属する役職員等
③ (第3項)	長官、次官、局長級の職に就いていた者	離職後2年間	①、②に加え、契約等事務であって、 <u>局長等の職に就いていたときに在職していた府省等の機関の所掌に属するもの</u> についての要求・依頼	<u>当該職に就いていたときに在職していた府省等</u> に属する役職員等
④ (第4項)	職員であった者	(解除規定なし)	営利企業等との間の契約の締結、処分について <u>自らが決定したもの</u> についての要求・依頼	在職していた <u>府省等</u> に属する役職員等

※ 契約等事務… 国、行政執行法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる処分、その他公権力の行使に当たる行為

第9項	働きかけを受けた職員による再就職等監察官への届出義務	職員は、再就職者から①～④について要求又は依頼を受けたときは、再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。
-----	----------------------------	---